

石川町都市計画マスタープラン見直し及び立地適正化計画策定支援業務委託 公募型プロポーザル実施要領

この実施要領は、「石川町都市計画マスタープラン見直し及び立地適正化計画策定支援業務委託」（以下「本業務」という。）について、目的及び内容の最も適した事業者を選定するための公募型プロポーザルを実施するにあたり、必要な事項を定めるものである。

1. 業務概要

- (1) 業 務 名 石川町都市計画マスタープラン見直し及び立地適正化計画策定支援業務委託
- (2) 業 務 内 容 別紙「石川町都市計画マスタープラン見直し及び立地適正化計画策定支援業務委託仕様書」参照
- (3) 業 務 期 間 契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで
- (4) 契約限度額 33,000,000 円（消費税及び地方消費税含む）
 - ※ 上記契約限度額は、契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すものである。
 - ※ 上記契約限度額を超える提案は受け付けない。

2. 契約の方法

契約の方法は、公募型プロポーザル方式による随意契約とする。なお、参加資格があると認められた者から提出された企画提案書等について、本町関係者で構成する石川町都市計画マスタープラン見直し及び立地適正化計画策定支援業務委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）で審査し、随意契約の契約候補者を選定する。

3. 参加資格

本プロポーザルの参加事業者は、次に掲げるすべての要件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当しない者
- (2) 参加申込日において、行政庁・自治体などから指名停止等の処分を受けていない者
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立中又は更生手続中でないこと。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立中又は再生手続中でないこと。
- (5) 石川町暴力団排除条例（平成24年条例第3号）に規定する暴力団及び暴力団員等でないこと並びに暴力団員等と関係を有する者でないこと。
- (6) 建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）の「都市計画及び地方計画部門」の登録を受けていること。
- (7) 本業務に係る仕様書のⅠ－5（「配置技術者」）に示す要件を満たす技術者を配置できること
- (8) 本業務に係る仕様書のⅢ－1（「品質・工程管理及び情報資産管理」）に示す資格を取得していること

4. プロポーザル実施スケジュール

手 続 等	期 日	留意事項
公募型プロポーザル公募開始	令和 6 年 12 月 13 日（金）	ホームページ公開
質問書の受付期限	令和 6 年 12 月 24 日（火）	
質問の回答期限	令和 6 年 12 月 26 日（木）	
参加申込書等の提出期限	令和 7 年 1 月 10 日（金）	
企画提案書等の提出期限	令和 7 年 1 月 20 日（月）	
ヒアリング審査（選定委員会）	令和 7 年 1 月 23 日（木）	詳細は別途通知
審査結果通知	令和 7 年 1 月 23 日（木）	書面及びホームページ公表
契約締結	令和 7 年 1 月下旬	

5. 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問がある場合は、次のとおり提出すること

(1) 提出期間

令和 6 年 12 月 13 日（金）から令和 6 年 12 月 24 日（火）午後 5 時まで

(2) 提出方法

質問書（様式 1）により、電子メールにて「15 事務担当」に提出

※ 電話により受信確認を行うこと。

(3) 回答期限及び回答方法

質問に対する回答は、質問を受理した日から質問書の回答期限までに町ホームページに掲載する（質問事業者名は非公表）こととし、質問者への個別の回答メールは送付しない。なお、質問に対する回答は、この実施要領及び仕様書等の追加又は訂正とみなす。

6. 参加申込書等の提出

(1) 提出期間

令和 6 年 12 月 13 日（金）から令和 7 年 1 月 10 日（金）まで

※ 持参提出の場合の受付時間は、土・日曜日、休日（令和 6 年 12 月 30 から令和 7 年 1 月 3 日までを含む。）を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時

(2) 提出先

「15 事務担当」

(3) 提出方法

データを記録した CD・DVD 等による提出又は電子メール等によるデータ送信

※ 電子メール等による場合は、電話により受信確認を行うこと。

(4) データ形式

データ形式はすべて PDF 形式とする。押印を要する様式は、押印後にスキャニングにより PDF 化したデータとする。

(5) 提出書類

① プロポーザル参加申込書（様式 2）

② 事業者概要書（様式 3）

③ 技術者の資格、実績を証明する書類（様式 4）

- ④ 業務実績に関する書類（様式 5）
- ⑤ 暴力団員等に該当しないことの誓約書及び同意書（様式 6）
- ⑥ 法人に関する証明書等（いずれも発行から 3 か月以内の原本）

※ 令和 6 年度石川町入札参加資格者名簿に登録されている者は、次の各証明書の提出を省略することができる。

- ・法人の履歴事項全部証明書
- ・印鑑証明書
- ・国税（法人税並びに消費税及び地方消費税）について未納がないことの証明書
- ・都道府県税、市町村税について未納がないことの証明書

- ⑦〔支店・営業所の場合〕本社の委任状（任意様式）
- ⑧「3. 参加資格」の(6)及び(8)に関する登録証等の写し

7. 企画提案書等の提出

(1) 提出期間

令和 6 年 12 月 13 日（金）から令和 7 年 1 月 20 日（月）まで

※ 持参提出の場合の受付時間は、土・日曜日、休日（令和 6 年 12 月 30 から令和 7 年 1 月 3 日までを含む。）を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時

(2) 提出先

「15 事務担当」

(3) 提出方法

データを記録した CD・DVD 等による提出又は電子メール等によるデータ送信

※ 電子メール等による場合は、電話により受信確認を行うこと。

(4) データ形式

データ形式はすべて PDF 形式とする。押印を要する様式は、押印後にスキャニングにより PDF 化したデータとする。

(5) 提出書類等

① 企画提案書提出届（様式 7）

② 企画提案書（任意様式）

◇ A 4 横長（スライド形式）10 枚程度

◇ 1 事業者につき 1 提案とすること

③ 企画提案を説明した動画

◇ 動画の時間は 20 分以内とすること

◇ 動画の形式は MP 4（MPEG-4・MP3）とする。

◇ この動画の中で使用する資料は企画提案書とすること

※ この動画は、後日開催するヒアリング審査におけるプレゼンテーション（提案内容の説明）に代わるものである。したがって、ヒアリング審査においては、事業者と町との質疑応答のみを行う。

④ 業務工程表（任意様式） ※ 令和 7 年 2 月から令和 9 年 3 月までの業務工程を示すこと

⑤ 業務実施体制表（任意様式） ※ 各技術者等の保有する資格等を明記すること

⑥ 見積書（様式 8）

(6) 企画提案書作成上の留意事項

別紙仕様書をもとに、主に以下の項目に関する考え方や業務の進め方、手法等の技術的な提案について、企画提案の趣旨やアピールポイントなどを簡潔にわかりやすく具体的に記載すること。ただし、契約限度額の範囲内で専門的見地から本業務において有益だと思われる事項については、仕様書に定めた業務以外であっても提案可能とする。

- ① 基礎調査、都市構造分析の手法及び現状から想定される石川町の課題整理の考え方
- ② 石川町が目指すべき将来像や都市構造の方向性
- ③ 考えられる誘導施策・誘導区域の検討方針
- ④ 防災指針の検討方針
- ⑤ 目標値・評価指標の設定の考え方
- ⑥ 都市計画マスタープランの改定の方針
- ⑦ 策定委員会、検討会の協議支援方針
- ⑧ その他（本業務を充実させ、又は効果的に実施するための提案等）

8. 辞退

本プロポーザルへの参加申込み後に参加を辞退する場合は、参加辞退届（様式9）を提出すること。なお、辞退後の再度の参加は認めない。

(1) 提出期限

令和7年1月20日（月）まで

(2) 提出先

「15 事務担当」

(3) 提出方法

電子メール等によるデータ送信

※電話により受信確認を行うこと。

9. 書類審査

参加申込者が3者を超えるときは、提出のあった参加申込書等により書類審査を行い、ヒアリング審査を行う上位3者を選定する。書類審査をしたときは、選定後速やかにすべての参加申込者へ結果を電子メールにより通知する。なお、選定結果に対する異議の申し立ては受け付けない。また、書類審査の点数が同点となり、点数上位の参加申込者が3者以上となる場合は、ヒアリング審査を3者以上で行う場合もある。

10. 選定方法等

(1) 選定方法

- ① 選定にあたっては選定委員会（以下、「委員会」という。）において、企画提案書等及び参加者のヒアリング審査の内容を点数化し、総合的に業務実施能力等を審査した上で、「11 選定基準」の評価項目に基づき選定委員が評価し、最も評価点数の高い者を契約候補者、次に評価点数の高い者を次順位者として選定する。なお、審査の経緯及び審査内容に関する問い合わせには応じない。
- ② 企画提案者が1者の場合であっても審査を実施し、その提案内容が選定基準を満たすと認められる場合は、契約候補者として選定する。

- ③ 評価点数の合計が同点となる提案が複数ある場合は、見積金額の安価な方の提案をした参加者を上位とする。
- ④ プロポーザル参加者が1者の場合であっても、見積額に対する評価点を除く総合得点が6割以上と評価される場合には、この公募型プロポーザルは成立するものとする。

(2) ヒアリング審査

日 時	令和7年1月23日（木）を予定日とする。 詳細が決まり次第、連絡先E-mailに送信して通知する。
場 所	別途指定する場所とする。
参加人数	1提案者あたり3名以内とする。
持ち時間	30分程度を予定する。
説 明 者	質疑応答を行う者は、本業務の従事予定者が行うこと。なお、補足説明などはヒアリング審査に参加する者が行ってもよい。
注意事項	① プレゼンテーションの時間は設けず、質疑応答のみとなる。 ② 指定した時間に遅れた場合は失格とする。 ③ ヒアリングは非公開で行う。

(3) 審査結果

審査の結果は、決定後速やかに電子メールにより通知するとともに、石川町のホームページに掲載する。

11. 評価項目等

審査委員それぞれが下記により採点し集計したものを得点とする。

評 価 項 目	評価割合
1) 企業の業務実績 ア 地方公共団体等が発注した都市計画マスタープランの見直し（改定）及び立地適正化計画策定に係る知見や経験を有しているか。〔10点〕 イ 品質や工程管理、情報資産管理等の体制は整っているか。〔10点〕 ウ 配置予定技術者の資格及び実績は十分か。〔10点〕	15%
2) 企画提案書等 ア 業務実施方針について ・ 石川町の人口動態、地勢、社会基盤施設の現状などを十分把握し、課題を的確にとらえられるような方針となっているか。〔10点〕 ・ 目指すべき将来像や都市構造の方向性について本町の状況に対応した実現性のあるものか。〔10点〕 ・ 誘導施策、誘導区域の考え方について妥当性があるか。〔10点〕 ・ 防災指針の考え方に町の想定被害等が考慮されているか。〔10点〕 ・ 目標値、評価指標の設定の考え方について妥当性があるか。〔10点〕 ・ 都市計画マスタープラン見直しの考え方について合理性があるか。〔10点〕 イ 業務工程は現実的かつ合理的なものか。〔10点〕	55%

評 価 項 目		評価割合
ウ 円滑に業務を遂行できる業務実施体制となっているか。〔10 点〕	[再掲] 55%	
エ 各種会議、関係機関との協議等を円滑に行うことが期待できるか。〔10 点〕		
オ その他の提案はよく検討され、町の方針等に配慮された有効なものか。〔20 点〕		
3) 見積金額	見積金額の妥当性かどうか。〔20 点〕	10%
4) ヒアリング審査		
ヒアリングの内容を総合的に評価する。〔40 点〕	※動画によるプレゼンテーションも含む。	20%

12. 失格事項

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 本実施要領に示した提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- (4) 審査及び選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (5) 参考見積書の金額が、契約限度額を超過した場合

13. 委託契約

- (1) 契約候補者と委託契約締結に向けた協議により業務内容を決定し、仕様書を調整した上で地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき随意契約を行う。契約にあたっては、契約書を 2 通作成し各 1 通を保有する。
- (2) 契約候補者の決定をもって提案書等に記載された内容を契約内容として承認するものではない。
- (3) 業務委託料の支払いについては、年度ごとの業務内容に応じて支払いを予定しているが、詳細は協議により決定する。
- (4) 契約締結にあたっては、石川町財務規則第 97 条の規定により、契約代金の額の 100 分の 10 以上の額を契約保証金として納付しなければならない。なお、石川町財務規則第 99 条に該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (5) 石川町財務規則第 101 条（連帯保証人）は適用しない。
- (6) 契約候補者が契約締結の時点において行政庁・自治体などから指名停止等の処分を受けている場合は、本業務委託に関する契約は締結しない。この場合、次順位者を契約候補者として繰り上げる。

14. その他

- (1) 提出期限以降において、既に提出した書類等の差替え及び再提出は認めない。
- (2) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (3) 提出された企画提案書等は、本プロポーザルの実施以外の目的には使用しない。
- (4) 企画提案書等の作成、提出及びその説明に関する費用は申請者の負担とする。また、やむを得ない理由により本プロポーザルを中止することがあるが、この場合であっても、本プロポー

ザルに要した費用を石川町に請求することはできない。

- (5) この実施要領に示した書類のほか、町長が必要と認める書類の提出を求めることがある。
- (6) 本プロポーザルにおける提出書類等は、石川町情報公開条例（平成 14 年条例第 22 号）の規定により、第三者より開示請求があった場合には開示するものとする。ただし、石川町情報公開条例第 7 条に規定する不開示情報についてはこの限りではない。
- (7) 通信及び郵便等に関する事故については、石川町はいかなる責任も負わない。
- (8) 本プロポーザルに関する異議申し立ては一切受け付けない。

15. 事務担当

石川町役場 都市建設課 都市整備係（担当：遠藤、吉田）

所在地：〒963-7893 福島県石川郡石川町字長久保 185 番地の 4

電 話：0247-26-9131 F A X：0247-26-0360

メールアドレス：toshiseibi@town.ishikawa.fukushima.jp



メールアドレス QR